

令和3年 教育委員会第1回臨時会 会議録

日時 令和3年1月6日(水)

午後3時00分～午後4時03分

場所 教育委員会室

議事日程

第1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第1号「東京都の要請に伴う区立施設等の休館等について」

(2) 議案第2号「千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」

出席委員(4名)

教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員(10名)

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
九段中等教育学校経営企画室長 副参事(特命担当)	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦
指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博

欠席委員(0名)

欠席職員(1名)

子育て推進課長	中根 昌宏
---------	-------

書記(3名)

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

総務係員	濱本 美那
------	-------

金丸教育長職務代理者

それでは、時間になりましたので、これから令和3年度教育委員会第1回臨時会を開きたいと思えます。その前に新年のご挨拶を申し上げます。明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

ワクチン接種が始まっても、接種人数は6か月以上一定数まで行かないというので、8月の終わりから10月にかけてまでは、同じような状態が続くかと思えます。その分だけ皆様方にもご苦勞をかけますが、よろしくお願ひいたします。

今日はまだ傍聴申請がありませんけれども、傍聴申請がありましたら傍聴を許可することをご了解ください。

それでは、改めまして、ただいまから令和3年教育委員会第1回臨時会を開催いたします。

本日の教育委員の欠席はありません。

今回の署名委員は長崎委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 議案第1号「東京都の要請に伴う区立施設等の休館等について」
- (2) 議案第2号「千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」

金丸教育長職務代理者

それでは、早速、日程第1、議案に入ります。議案第1号、東京都の要請に伴う区立施設等の休館等につきまして、子ども総務課長からご説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

議案第1号、東京都の要請に伴う区立施設等の休館等についてでございます。一都三県緊急事態行動に係る東京都の要請に伴いまして、区立施設等は次のとおり休館等をするというものでございます。

まず、対象期間でございます。こちらは、一都三県緊急事態行動の対象期間である令和3年1月8日から同月31日までといたします。なお、今後予定されている緊急事態宣言の解除の日が令和3年2月1日以後となる場合、本対象期間は、同年1月8日から当該宣言が解除される日までといたします。

続きまして、2つ目、休館等をする施設等でございます。1つ目、軽井沢少年自然の家（メレーズ軽井沢）は休館する。2つ目、児童館等で実施しているもののうち、次に掲げるものは休止する。ア、児童館の乳幼児プログラムやクラブ活動、講座、講習会等。イとして、児童館施設の目的外利用でございます。3つ目、くだんしたこどもひろばのミニバスエリアは閉鎖をするというものでございます。

議案については以上でございますが、この議案をご審議いただくに当たりまして、参考資料に基づいて補足説明をさせていただきます。参考資料、ホ

チキス留めのものをご用意ください。

資料の11ページ目をご覧ください。こちら、11ページ以降のものが東京都の記者会見の内容の概略でございます。こちらが1月4日の緊急事態行動に係る東京都の要請でございます。

まず、外出等の自粛要請でございます。20時以降の不要不急の外出は控え、「ステイホーム」でお家にいてください。3密は絶対に避け、必要な外出も短時間で。不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛して。というものでございます。

営業時間の短縮要請については資料のとおりでございますので、ご参考に後ほど拝見ください。

続きまして、12ページにございます、イベントの開催制限でございます。イベントの開催に際しては、延期やオンライン開催、規模の縮小、無観客での開催などの検討を。開催する場合は感染防止対策の徹底を。成人式やスポーツなどのイベント後の会食は禁止。イベント開催の制限は国の取扱いに準じて継続。というものでございます。

続いて、テレワークの緊急強化月間の設定等につきましては、後ほどご参照ください。

その次のページが学校での対応でございます。都立学校は、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続。感染状況に応じて、対面での指導と家庭でオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行う。部活動や合唱等飛沫感染の可能性の高い活動は中止。小中学校においては、感染症対策を徹底し、学校運営を継続していただきたい。という内容でございます。

以上のことを踏まえまして、千代田区の教育委員会事務局のほうで検討した案を、1ページ目からおつけしてございますので、各所管の課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

まず、指導課長、お願いします。

指導課長

指導課長。

それでは、1ページ目、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」について説明をいたします。

こちらは、東京都教育委員会から1月4日付で来ました文書に基づいて、また、千代田区の実情も鑑みながら作成をいたしたところでございます。

1番、学校・園運営の基本方針でございます。こちらは、感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続するというものでございます。すなわち分散等の時差登校などを基本的には行わず、通常どおり12月までと同じように実施する。ただし、今後、感染状況が大きくなった場合においては、オンライン学習等を取り入れるというような流れの部分で作成しております。

2番、基本的な感染症対策の実施についてです。こちらのほうは、既に今まで学校・園で行ってきている感染症対策について確認の上で、列記をさせていただいているものでございます。

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導につきましては、下にある7点で

ございます。

(2) 家庭における感染症対策の依頼につきましては、次ページまでにわたりますが、10項目になっております。

(3) 教職員等の健康管理の徹底につきましては、3項目に分けて、基本的な感染症予防策の徹底、昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底、勤務時間外における感染症予防策の徹底を記し、特に1月9日からの3連休のときには注意をするようにということでの文面にしております。

3番、教育活動に関することです。こちらのほうも、園や小中学校において、12月までで行ってきた感染症対策を基本に記してあるところでございます。

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底、3点が記してあります。

(2) 授業について。こちらは小・中学校と幼稚園・こども園、発達段階を考慮していますが、基本的には今年度の教育課程を実施することを目途としながらも、今後の感染状況のことににおいては、弾力的に運用して育成を図っていくということを考えております。

また、(3) オンライン学習等への準備についてでございます。こちらのほうは、4月、5月の段階でTeamsを導入して、オンライン学習や分散登校を行ってまいりました。本日、各学校長には、今後、感染拡大の状況によっては、オンライン学習を取り入れていく可能性はあるということをお伝えし、各教員に、心の準備等も進めておくように指導をお願いしますということで、お伝えしてきております。

(4) は各教科等の指導や保育方法についてということで、こちらも今までで行ってきた中で、特に注意する学習活動に関しては、十分に対策を講じることができない場合には、実施を控えるという形で記載をしております。

(5) 中学校の部活動についてでございますが、1月31日までは全ての部活動を中止するということといたしました。この時期は、東京都中学校体育連盟が主催する、新人戦などの大会が多く開催される時期であります。こちらも開催を見合わせるということで、各中学校長には通知があり、ホームページ上でも私どもも確認いたしましたので、それを踏まえた上で、対外試合等の実施についても中止をするというように決定いたしました。

6番、学校・園の行事についてですが、1月31日まで、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外の活動は中止するとして、記載しております。その方向なのですが、各学校、電話をして当たってみたところ、予定しているもので、延期は駄目なのかというようなご意見を、実は資料を用意してから頂いたところでもあります。社会科見学等のものなのですが、他区の状況ですと、一概に中止をせず、延期も認めるという形で来ておりますので、今後検討は必要なのかと思っておりますが、後ほどご意見を頂ければと思います。

子ども総務課長

はい。

では、引き続いて、九段中等教育学校、お願いします。

はい。九段中等教育学校につきましては、今、説明していただいた内容を踏まえまして、7ページを見ていただきたいと思いますのですが、保護者生徒に対して、その趣旨等を踏まえながら、まず今月いっぱいの授業につきましては、午後4時半を完全下校という形にします。そして、この3連休については、ステイホームという要請もございましたので、9日の土曜日は臨時休業ということで、生徒は登校はしない。そして、残りの週の土曜日の3日間につきましては、人の流れを抑制するという観点がございますので、オンラインによる授業ということにしまして、生徒は登校しないという形で行いたいと思っております。

2番の部活動につきましては、31日まで活動を中止し、大会等も参加をしないという形となっております。

また、学校行事につきましては、クロスカントリーを毎年2月に行っておりますのですが、今年は中止といたします。

4番以降の、生徒の注意事項等は同じ内容となっております。

以上でございます。

子ども総務課長

はい。

では、続いて、保育園関係をお願いいたします。

子ども支援課長

はい。子ども支援課長です。

では、9ページをお開きください。新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応についてということで、保護者の方から、今日も大変問合せがありました。4、5月のように原則休園になるのではないかとということで、就労されているわけですので大変ご心配されていらっしゃいましたが、保護者向けに、まず基本方針といたしましては、感染防止対策を徹底しながら通常どおり保育をしますということで、学校と同じでございます。

対象期間は、緊急事態宣言発令後、あしたか明後日かと言われておりますけれども、この委員会の後、できるだけ保育園は早く通知を出させていただきたいと思っております。通常どおりなのでございますけれども、本当に園として一番言いたいのは、やはりご家族がかかる。そこからうつるということが多いので、感染拡大を防止するため、ご家族が陽性となった場合やご家族の感染が疑われる場合には、必ず各園へご連絡の上、登園は控えていただき、園内感染の未然防止にご協力くださいますよう、何とぞよろしく申し上げますということで、ここは強調しております。

4番は、本当に園では、消毒、手洗い、子どもに対しては手洗いやうがい、分散、遊びをいろいろ先生たちが考えたり、寝るときもできるだけ離れたりと、一生懸命やっております。ご家庭のほうにも、本当にこの感染症の予防のお願いをしたいということで、4番は書かせていただいております。

園とお家のほうで、毎朝検温や健康観察などはやっておりますが、改めて

(1) (2) (3) 番をお願いするのと、あとは都から出ました (4)

(5) (6) についてもお願いしたいということで、資料に記載いたしました

た。

5のその他ですが、今までもやっていることなのですから、保育園で2か月以上通園しないと退園という一応決まりはありますが、このコロナ禍になってからは、それはやっておりませんので、安心して下さいということです。(2)に関しましては、登園を自粛された期間については、日割りで保育料をお返ししますというところです。また、場合によっては、新型コロナの感染者が発生した場合は、保健所の指導によって園を休園するような対応もしますというところで、ご案内を差し上げたところです。

以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問のある方は、挙手をして質問をしてください。

中川委員

まず、1ページなのですから、見ていたときに、2の基本的な感染症対策の実施についての幼児・児童のところの2番目の丸に、「毎朝の検温、健康観察を行う。(体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養)」とありますが、これは検温などを家庭で行うということですよ。

指導課長

家庭でも学校の入り口でも測っております。

中川委員

それで、その後に「登校時の健康チェックを行う」というのがあります。これは学校でということ、上のほうがやはり、家庭でということが分かったほうが良いと思うのですよ。

指導課長

各校においては、基本的に、もう今徹底しているところだと思いますので、あくまで区としての通知になります。ここから先は、通知を受けて、学校が各家庭に、毎朝のチェックをきちんとお願いしますというような通知を出す流れになっています。

中川委員

できれば、(2)の2番目に、「家庭で毎朝の検温、健康観察を行う」といったように「家庭で」などと一言入れたほうが分かりやすいと思いました。

指導課長

はい。指導課長です。

(1)と(2)のすみ分けがありますので、今頂いた意見を基に検討させていただきます。

中川委員

大したことではありませんが、ご検討ください。

それから、学校などで感染が出た場合、感染状態によってオンラインにするということになっていきますけれども、それは学校の状態によって変わってくるのではないかと思います。ある学校で感染が出た場合、どのようにオンライン学習を判断するのでしょうか。

指導課長

はい。指導課長です。

ありがとうございます。東京都全体として爆発的に、今後も今日を超えるような数にどんどんなっていった場合、東京都が、通常どおり学校を行うということ以上に、もう少し強めに指示を出してくる可能性があります。本区はオンライン環境が十分できる環境にありますから、その全体的な東京都の

数と動きを見て、全区小中学校一斉に、この日からオンラインでやってくださいというような指示を出す検討を常にしていくと。その社会状況の変化を見ていくということでございます。

今日の感染者数でまた、今日の夜のいわゆる緊急事態宣言の出し方の検討も変わってくる可能性がありますから、そういったことを見据えて考えると、通常と言っているだけではなくて、区一斉にやる時期を考えなければならぬときがやってくる可能性は、非常に高いのではないかとということも想定した上で、ここに記載させていただいているということです。そのことは、先ほど申したように、今日、全校・園長に伝えました。

中川委員 それと、資料の9ページの保育施設のほうで、一番下に、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、指導によって休園することなどの対応をすることになりますとありますけれども、このときもやはり保育料減額ということがあるのですか。

子ども支援課長 はい。子ども支援課長です。

こちらのほうで閉めるというような判断をした場合も、保育料は減額いたします。

中川委員 分かりました。はい。ありがとうございました。

俣野委員 すみません。3ページの(6)ですけれども、これは、社会科見学等はできれば延期したいというような区のお話だったのですが、年度をまたいでしまう場合はどういう形になるのですか。できる形になるのでしょうか。

指導課長 基本的に年度はまたがない想定でいます。年度をまたいでしまうと、例えば1学年が社会科見学に2回行くということになってしまうからです。決してそれができないということではなく、前例がないからチャレンジしてもいいというようなこともあるのですが、中によってはクラスが替わってしまいますし、見学というのはあくまで学習に付随していますので、機を逸してしまうと効果がないというのがあるのですよね。ですので、冬場に行われるもの、例えば社会科見学に限らず、校外の近いところに行って、秋、冬のものを探してみようといった活動もあるのですが、それは春にやってもということもあります。

あと、本日を聞いていて、この時期になってくると、教育課程のカリキュラムを組んでいて、ほかの行事を後ろに入れようと思っても、思うように入れられないというような校・園長もいました。基本、中止だけれども、社会科見学をどうしようかと思っている方もいらっしゃるだったので、延期としてできないことでもないのかと思っている次第でございます。

ですので、学年をまたがずに、取りあえずその年度内で何とかするというようなことを前提に考えていこうとしています。

俣野委員 きちんと年度内にできればいいですけど。

すみません。7ページ1の(3)は、英語検定が22日から23日に変更されるということですがけれども、校内の英語検定の場合だと、おそらく相当な人数が受験することになりますよね。

九段中等教育学校経営企画室長
俣野委員
九段中等教育学校経営企画室長

そうです。

それに伴って、適性検査への影響はないのでしょうか。

2月3日に適性検査試験、そして今月の13、14日には願書受付ということなのですけれども、それについては予定どおりに行うという形になっています。

俣野委員
九段中等教育学校経営企画室長

そうですか。では、部屋を相当たくさん取るということでしょうか。

試験については、東京都では、基本的に35度以上から37度未満の人は普通に行います。37度から37度4分まで、また、35度未満の人は、東京都は1室1人と言っているのですけれども、そうすると、全く部屋が足りなくなってしまうので、そこは難しいかと。ですので、1部屋にかなり間隔を空けて、数人という形で対応するように考え、37度5分以上の人は受けられないということになります。

俣野委員
金丸教育長職務代理者

分かりました。

私のほうから1つ。先ほどのオンライン授業について、九段中等教育学校では土曜日にオンライン授業を行うと、こういうふうに言っていますよね。それで、私はオンライン授業について、1つは、一斉にはその段階で十分に対応できないから、実は児童が皆タブレットを持っている段階で、練習ではないですけれども、スタートしたほうがいいのではないかと。それはもちろん毎日やるのではなくて、例えば土曜日だとか特定の日だけやるというような形で始めたほうがいいのではないかと思います。これからおそらくもっと感染はひどくなってくるでしょうから、実際にオンラインでやらなければいけない可能性も極めて高いだろうと思うのですね。そういう意味での問題点が1つと。

あとは、もう既に千代田区の小学生でも罹患した子がいますよね。そういう子が出たときに、その子に対する授業という意味で、クラスに集まれる子は集まるけれども、出てこられない子のために、リモートで発信をするということもお考えいただけないかなと思っています。

指導課長

はい。指導課長です。

ありがとうございます。1点目に関しては、先ほど、今は通常でいきますけれども、感染の状況次第ではというような連絡を学校と話し合いをしていたときに、IDやパスワードをもう忘れてしまっている人もいるだろうから、そういった意味で、必ず事前確認は行ってくださいと伝えました。

実際の運用に関しては、もう相当慣れてる状態で5月、6月は過ごせたという認識を持っていますので、今度、校長会がありますけれども、来週には再度そういったところをしっかりと確認しながら、動き出せるようにということで、話はしていきたいと思っています。

2点目についても、これからコロナ罹患で家にいと。大体そんなに症状は出ていないということであれば、授業が見られるような環境にあるので進めていけるだろうと思いますし、そういうことをやっていたところもありますから、なるべくしっかり行っていきましょうということで、校・園長会で

話をしていきたいと思います。

金丸教育長職務代理者 ぜひよろしく願いいたします。
ほかには何かご質問はありますか。
どうぞ。

俣野委員 すみません。9ページ5の(3)なのですけれども、「保健所の指導により当該園を休園する」というのは、期間というのはい決まるわけなのですか。
どういう形になるのですか。

子ども支援課長 はい。子ども支援課長です。
その場合によって異なります。例えば陽性のお子さんが出た時の濃厚接触者の人数や状況によって違ひまして、全く閉めなかつた場合もあります。

俣野委員 なるほど。

子ども支援課長 協力できるところはお休みくださいというところで、どうしても就労でお休みできない方はいいですよと、全く園を閉めなかつた場合が多いのですけれども、あまりにもたくさん濃厚接触者や陽性者が出た場合には、保健所の指示に従って、園は閉める場合もあります。

俣野委員 そうですか。保護者にしてみれば、やはり長くなってしまうと大変ですよね。働いているお母さん方は結構いらっしゃるでしょうから。では、状況に応じて、例えば2日か3日ぐらいのこともあるし、クラスターでも発生してしまつたら1週間程度にもなってしまうこともあるということですね。

子ども支援課長 はい。子ども支援課長です。
そうです。その場合によって、あとはまだ例はないのですけれども、ほかの園の紹介やシッターさんも視野に入れて考えております。

俣野委員 できるだけ何か対応してさしあげたほうが、保育園の場合はお母さん方も大変だと思いますから。ありがとうございました。

金丸教育長職務代理者 もし分かる方がいれば教えてほしいのですけれども、昨年度の10月ぐらいまで、各保健所によって判定の仕方に大分差があつて、濃厚接触者だと言っているところもあれば、同じような状況なのに、そうではないと言っているところもあると。これは、もう今の段階では、各保健所の判定基準というのは統一されてきているのでしょうか。

学務課長 学務課長です。
正確な答えになるか分からないのですけれども、基本的には厚生労働省からの基準に基づいてということで、各保健所は各区、統一しているのではないかと思っております。濃厚接触者についても、例えば当初マスクの有効性が疑われたときは、幅広に濃厚接触者という判定をされていたようすけれども、最近では、もう、学校内でも常時マスクをしているのであれば大丈夫ですと。ただ、外したときの、例えば小学校の子どもに関して、12月のときの例で言えば、給食のときに当然外すのですけれども、その時間が長かつたとか席が近くで話したとか、そういう状況。あとは体育のときに外していたとか、そういう状況によって、濃厚接触者の判定というのは変わってくるということにはなつておりますが、基本的には先ほどの俣野委員からもご意見が

ありましたけれど、2週間などというのは統一した基準になっているということでございます。

金丸教育長職務代理者

そんな質問をする裏側がありまして、実は私のところの事務所の事務員の孫が行っている保育園で、感染した子が出たのですね。その子とその孫が結構近しく遊んでいたの、濃厚接触者だと言われたのですけれども、実際には幼稚園を消毒する3日間ぐらいが終わったら、もう来てもいいですよと、言っているのですね。これは何なのだと実は思いまして、それで幼稚園へ行けるのだったら、そもそも濃厚接触者ではないではないかと。濃厚接触者だったら2週間という基準ですよ。そういう意味で、どうも一体何を基準にして保健所が判断しているのかというのは、ちょっと私にはよく分からなかったという趣旨です。

ほかにはご質問はありますでしょうか。

どうぞ。

長崎委員

質問というよりは意見というか、今、先ほどオンラインの授業、例えば濃厚接触者だったり、かかったけれど軽症だったり無症状だったり、そういう場合は遠隔でその子も授業に参加するというのが進められたらという話が出たのですけれど、今は、もしかかかってしまうと、一応明かさない感じで進んでいるのではないですか。なので、こんなに感染者が広がってくると、かかるのが普通というか、かかってもおかしくないのだという、何かそういう風潮にしていかないと、かかったときに家から授業に参加するとか、そういうことがなかなか難しいのかなと思って、何かうまくシフトチェンジというか、かかっても、学校内で、このクラスで出ましたとか、〇〇さんはお家から参加しますとか、そういう、もう少しオープンな方向に持っていったらいいかと、授業参加が難しいのかと思います。

指導課長

はい。指導課長です。

ご指摘のとおりで、不登校の場合は別として、陽性者判定というような形でなると、それは責めるものではない。致し方ないことなのだという。だから、人権きちんと理解をして、その子を差別化しないと、そういうようなことというのは、学校の指導の中ではこれは徹底して行ってくださいというような宣言をしています。

やはり長崎先生がおっしゃられるように、壁はやはり逆に、なった側にもあって、お家の人がちょっとそれはやめてくださいと。なので、やはり調整がどうしても必要になってくると。必ず、いいですよ。そういうふうな感じにならざるを得ないぐらいまで、この新しい変異種というものが子どもに対して及ぼすものが大きいのであれば、また体調面でもそれほど害がないということであれば、でき得ることなのかなと思いますが、この偏見、差別へのおそれというものは、なった側の人はかなり大きく持っているというのは感じるころなのです。

ですから、オンライン参加は実行できればそれは一番いいでしょうと。それにはやはり話合いの壁はあるでしょうと。そういうのを別にして、不登校

とか学校へ来られない場合という、事情があって来られないのだよ、そういう場合もあるのだよと。コロナには、自分はまだ検査している段階だからというようなことを、もっと幅広くやはり分かっていかないといけないかなということだとは思うのですよね。またそういうのを、再度、学校全体で発信をしていくという時期なのかと改めて思いますので、そういったところを進めつつ、保護者等と対話をしながら、できれば、もう、風邪を引いたのだなというような感じの、逆に皆が心配してあげられるというところが強く出て、画面越しでもエールが送れたりするような学校が一番いいとは思っていますが、やはり社会的側面がどうしてもまだ出てきているだろうというところが大きいです。

幸いにして、まだ本区はそこまで大きく至るような場面というのは出てきてはいないのですけれども、いよいよ明後日から3学期が始まりますが、もうそういう状況は、今回は明らかに出てくるだろうと予想できますので、検討を進めてまいりたいと思います。と同時に、やはり人権上の偏見、差別は、どんなものにおいても行ってはならないものだという人権教育の基本は、徹底してもらうように学校に言います。

長崎委員

人権的な配慮はもちろんですけれど、保護者側も多分、かかってしまった子どもというよりは、恐らく保護者側が知らせてくれるなというのが多いのかなと思うのですけれど、そこによって子どもの教育の場を保護者が奪ってしまうということもあり得るので、何かその辺も保護者側がよく考えて対応してほしいと思っています。

指導課長

指導課長です。

ありがとうございます。本日付の新聞では、この休校措置を取らなかったことに関して、肯定的な意見で取りまとめられた新聞もありました。やはり最初に3か月、この年度の子たちは学びが止まった時期があったと。本区はそれを最小限に食い止めることができましたけれども、そういったことを考えると、学べるということは大事なことだというようなことを掲載している新聞もありましたので、そういった意見も大事に受け止めながら、やっていきたいと思っています。

中川委員

こういうときはネガティブな方向に行きがちなのですが、やはり学校も、そういう意味では、人権教育をするにしても、いい機会だと思うのですよね。保護者教育にしても、それから子どもたちの人権意識を育てていくというようなことにしても、やはりこういうときだからこそできることというのは、もっとあると思うので、その辺、先生方にも、ぜひお願いしたいと思っています。

指導課長

ありがとうございます。本年度を振り返ってみれば、ピンチがずっと並んでいるような状態だったのですけれど、それぞれ取り組んでいくと、学校のおさを感じられたりとか、友達のありがたさを感じられたりとかという場面は非常に多くて、原点回帰の年度なのだなと思っています。今ご意見を頂いたように、人権教育をここで極める、深めるチャンスだと思っています。こ

の問題だけではなく、人権課題というのは幾つもありますので、そういうことを深く考えていく年度にしたいと。

中川委員 結構そういう意味で、気がついたこととかよかったことはあると思うのですよね。私などが見ている、やはり先生方でも、若い先生と、勤続年数が長い先生とが一緒になってやらなければいけないということがすごく見えてきたと思って、そういうようなことをやはり大事にしていきたいなと思いました。

指導課長 ありがとうございます。今年度ぐんと伸びた教員は、実はたくさん出てきたと思っています。こういうもともとICTにたけていた教員であるとか、あまりふだんはなかなか活躍の場がなくても、こういうときに課題解決のチャンス、アイデアが出てくる教員などが伸びてきていると感じていますので、マイナスだけで捉えることなく、前を向いていこうということを、校長先生方、園長先生方とも共有していきたいと思います。

金丸教育長職務代理者 人権教育のことで、ちょっと一言言わせてください。僕は子どもだけであれば、いいチャンスで、うまくいくと思っているのです。なぜかといったら、子どもが罹患したとすると、もうほとんどそれは家庭内罹患であって、子どもに何か責任があるわけではないということは、はっきりしているわけです。でも、その分だけ、その子の属する家庭が攻撃の対象になる危険性が。これは実は子どもの問題ではなくて、保護者同士の問題なのだと思うのです。そこをどういうふうに、また、学校ですから、保護者の指導なんていうことはできないでしょうけれども、どのようにして発信をしていくのが、やはり大きなポイントかと思っています。

指導課長 はい。ありがとうございます。やはり大人の事情もあると思いますし、子どもはいろいろなメディア、媒体を通して、大人を見ていると思います。家庭が攻撃の対象になるというようなことは当然あると思うのですけれども、学校は、学校だけではないのですよね。地域と保護者が一体になって学校なので、そのコミュニティをより強力にして、我々のコミュニティの中では、やはりそういうものをきちんと守っていこうではないかと。我々のコミュニティの中にいる大人こそが、そういった偏見、差別をなくしていこうというようなことを、学校を中心に発信していくという、また機会なのかと思いません。

青少年委員の方であるとか、学校のために何かやりたいのだと思っている方は、実はたくさんいるのですけれども、一番欲しいものはそういう意識なのかなと思いました。勉強させていただきます。ありがとうございます。

金丸教育長職務代理者 話は少し変わりますが、もう一つお聞きしたいのが、実は夜8時以降の外出を自粛するという話がありますよね。この関係で、例えば各学校の教員の方々、特に副校長あたりが、要するに8時までに自宅に帰れるのかというようなことを心配しているのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

指導課長 はい。そのことも、今日、各校・園長に電話する中で、この文章上には出

ないことなのですがということで、教員の精神的なものも励まし、配慮してあげてくださいと、相当強いものがあるでしょうといった話をする中で、教員も8時までには帰さないと、と言っていらっしゃる校長先生はたくさんいらっしゃいましたので、その方向で考えてくれているのだと思いますが、改めて、教員だけではないのですけれども、受験期の子どもたちの精神状態というのは非常に心配なので、そういった教員、先生方と日頃気になる子どもたちの、精神面の配慮をお願いしますということは、今日も申しましたが、年度、来週の校・園長会ときには改めてお願いをしたいと思っております。

九段中等教育学校経営企画室長

九段中等教育学校につきましても、昨日の職員会議の中で、校長から、教職員も8時までには自宅に帰るようという指示を出しております。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。それぞれの学校はそれができるといいと思うのですが、それとの絡みなのですけれども、これは予算を伴うことなので、すぐにできるのか分かりませんが、学校の消毒。全部とは言わないのですけれども、例えば学校が始まる前とか終わった後の消毒を外注できると、先生方の不安は大分減るのではないかと僕は思っているのですが、それはやはり予算がかなり影響するので難しいですか。

学務課長

はい。学務課長です。

令和3年度4月からということで、もう既に予算要求しておりまして、復活要求も含めて対応するような形で準備しております。あと、年度内につきましても、2月の途中からになってしまうかもしれないのですが、ほかの流用等の予算を確保して、先生方の負担軽減という観点からも含めて対応するような形で、準備しております。

金丸教育長職務代理者

よろしくお願いします。

ほかには何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

金丸教育長職務代理者

それでは、今までの説明を受けて、議案第1号、一都三県緊急事態行動に係る東京都の要請に伴い区立施設等は次のように休園等をするという、この件に関して、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

金丸教育長職務代理者

はい。ありがとうございます。全員一致で議決されました。

では、続きまして、第2議案、千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則ですが、これについて、子ども総務課長からご説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

議案第2号、千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。教育委員会のオンライン会議の実施に向け、整備を進めてまいりました。まだ実証実験には至っておりませんが、今回、一都三県の緊急事態行動に係る東京都の要請や、今後発出予定である国の緊急事態宣言に対応するために、教育委員会をオンラインで開催できるようにするための規則改正でございます。

12月に教育委員の皆様方と、千代田区教育委員会におけるオンライン会議は、有事の際に限定してオンライン会議出席を可とするということを基本とし、導入することで、ご了解を頂いたところでございます。今回の規則改正は、そのことを踏まえた改正内容となっております。資料のほうは議案の新旧対照表をもって説明させていただきます。

左側が改正後、右側が現行のものでございます。改正部分に下線を引いてございます。

まず、第3条の2でございます。委員——こちらについては「教育長が不在の間における教育長職務代理者も含む」とさせていただいております。委員は、音声及び映像の送受信により相互の状態を即時に認識しながら通話することができる方法によって、委員会の会議に出席することができる。こちらの規定を付け加えるものでございます。

第2項では、この前項の規定による出席——以下、オンライン出席とさせていただきます。このできる条件としては、次のいずれかに該当する場合とする。1つ目が、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づく協力要請その他これに準ずる法令等に基づく要請、依頼等があった場合。2つ目は、交通機関の途絶等により会議の場所までの交通手段が確保できない場合。こちらは震災であるとか台風なども該当するということとなります。3つ目として、前2号に定めるもののほか、教育長が必要と認める場合というところで、こちらで読み込める事案というものが幾つか想定できるかと思えます。これによって、オンライン会議開催可能とするという手続でございます。

その後、下に行きまして、第12条の2でございます。これは、通信環境の不具合等によりオンライン出席をした委員と音声及び映像による相互の通話が困難の場合は、当該委員は欠席として議事を進める。この場合において、法第14の第3項の定足数を満たさなくなる時は、会議は不成立とするという条文でございます。こちらは、現行、今、教育長職務代理者含め教育委員4名という形の体制となっておりますので、1名いらっしゃらないときは、音声途絶した場合であっても、会議が成立するということとなります。ただし、2名いらっしゃらないということになりますと、会議として成立しないということになります。

第2項としては、教育長が不在の間における教育長職務代理者がオンライン出席をした場合において、当該教育長職務代理者と音声及び映像による相互の通話が困難となったときは、会議は不成立とする。要は、教育長職務代理者がオンラインでも、委員会は成立するというような規定の条文になってございます。ただし、当然のことながら、職務代理者が相互の通話が困難となったときには、会議は不成立になってしまうという条文になります。

この前2項の規定により会議が不成立となった場合なのですが、こちらにおいても、相互の通話が困難となる場合までの会議は有効に成立するというところで、音声であるとか通話が途絶えた以降は不成立となります。

で、それ以降の議事内容については、後日、日程を定めて招集し会議に付すものとするというところがございます。

第12条の3につきましては、条ずれでございますので、こちらは変更ございません。

続いて、その下、第14条の第2項になります。こちら、第3条の2の規定は、前項の規定により関係職員を出席させる場合に準用するというものがございますが、こちらは、14条のほうで、教育長は関係職員を出席させることができるのですけれども、この関係職員についてもオンライン出席可能とするというような内容となっております。

続いて、第22条、こちらは、旧のほうは、議場に現存する委員は表決に加わらなければならないという条文でございますが、今回、オンライン出席についても表決に加わるということになりますので、その「議場」について、「出席（オンライン出席を含む。）」というふうな改正にしております。

続いて、第28条の（3）のところも、旧のほうを見ていただきますと、「議場に出席した」職員の氏名となっておりますが、議場に出席しなくても、オンラインで出席した場合の職員の氏名も会議録に記載をしますので、「出席した」職員というようところで、条文のほうの修正となっております。

こちら、附則のところ、この規則は、公布の日から施行するというところで、ご議決いただきましたら、早速のところ施行の作業に移りたいと考えております。

説明は以上です。

金丸教育長職務代理者
長 崎 委 員

ただいまの説明を受けて、ご質問のある方は挙手をしてご質問ください。

通信環境の不具合が出た場合は、その委員は欠席扱いになると。これは、音声及び映像というのは、両方が生きていないと駄目ということですか。例えば映像は来ているけれど、音だけがうまく入っていないときとかは、どういう扱いになりますか。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

例えば映像はつながっていて、音声途絶えてしまったときなどは、電話で音声通じていれば、そちらは相互の通話が成立することになるので、出席扱いにできるかと考えてございます。

長 崎 委 員

逆に映像途絶えていて、何かで、電話だけのやり取りで意思疎通ができていれば、大丈夫なのですか。

子ども総務課長

その方であるということが確認できればということになるかとは思いますが。

長 崎 委 員

分かりました。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かご質問はございませんでしょうか。

1つは、問題点として、傍聴についてどういう処理になるかという問題があるかと思っております。この点について、いかがでしょうか。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。

傍聴について、オンライン配信を今後していったほうがいいですよという
 ような国の通知内容とはなっておりますが、まず、オンライン配信をする
 に当たっては、事務局のほうで相当テストをして、同時で配信することが可
 能かというところの研究が必要となってまいりますので、一旦はオンライン
 配信という形ではなくて、テレビモニターに映して、そちらを直接傍聴して
 いただくというところを考えてございます。

先行き、そういったものを同時に配信できるような準備が整ってから、そ
 ちらのほうを導入するということで、今回の規則改正には、その部分は
 含まれてございません。

金丸教育長職務代理人 はい、どうぞ。

中川委員 第12条の2の「教育長が不在の間における教育長職務代理者のオンライン
 出席をした場合において、当該教育長職務代理者と音声及び映像による相互
 の通話が困難となったときは、会議は不成立とする」という、このところが
 ちょっと。

子ども総務課長 はい。教育委員会の開催については、教育長もしくは教育長職務代理者が
 会議を主宰するというようになっておりますので、職務代理者がオンライン
 出席できなかった場合には、会議自体が成立しないということになりますの
 で、こちら、条文に入れてございます。もちろんオンライン出席でなくて、
 こちらに職務代理者がいていただいてオンライン会議とした場合には、それ
 は成立になりますので、職務代理者がご自宅から会議をやりますとした場合
 で中断してしまった場合には、会議は成立しませんということになるという
 条文です。

中川委員 はい。

金丸教育長職務代理人 1つ、条文の立てつけ上の問題で質問させていただきますが、今のところ
 は教育長職務代理者の問題ですけれども、実は職務代理者ではなくて教育長
 の場合だって、同じ問題が起きると思うのですね。その点については、何か
 条文に手当てしておく必要はないでしょうか。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。

現行、教育長がこちらにいらっしゃらないで会議を主催するというような
 ところは今のところ考えていなくて、教育長がいらっしゃるときには教育長
 はこちらにいていただいてということで、規則の改正をさせていただいて
 おります。おそらくそちらについてはいろいろなご意見があるかと思いつ
 つ、今回はここまで止まりの規則改正にしようというふうなところでござい
 ます。

金丸教育長職務代理人 ほかに何かご質問はございますでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理人 では、流れをもう一度確認したいのですけれども、もしここで今日議決す
 ると、施行はいつになるのでしょうか。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。

施行は議決以降、公布の日からとしますので、明日公布するという形になり、明日以降はこの会議が成立するということになります。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かご質問はございますでしょうか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

ないようでしたら、決を採りたいと思いますが、決に入ってよろしいですか。

(了 承)

金丸教育長職務代理者

それでは、ただいまの千代田区教育委員会会議規則の改正について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

金丸教育長職務代理者

はい。ありがとうございます。全員一致で賛成ということになります。

これ以外には、何か教育委員のほうから情報の提供等はございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

それでは、本日の臨時教育委員会はこれにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。